

奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第四十一号

奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

奈良県附属機関に関する条例（昭和二十八年三月奈良県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表知事の部NARA万葉世界賞選考委員会の項の次に次のように加える。

文化資源活用補助金選 定審査会	文化資源活用補助金に係る事業についての審査に関する事務
--------------------	-----------------------------

別表知事の部奈良県国際芸術家村構想等検討委員会の項の次に次のように加える。

奈良県文化芸術振興奨 学生選考委員会	奈良県文化芸術振興奨学生の選考に関する事項についての審議に関する事務
-----------------------	------------------------------------

別表知事の部奈良県トレーニングセンター構想検討委員会の項を次のように改める。

奈良県スポーツアカデ ミー検討委員会	奈良県スポーツアカデミーの整備及びスポーツ医学の研究に関する重要事項についての調査審議に関する事務
-----------------------	---

別表知事の部奈良県スポーツアカデミー検討委員会の項の次に次のように加える。

奈良県立社会体育施設 ネーミングライツ選定 審査会	奈良県立社会体育施設のネーミングライツに関する重要事項についての審査及び建議に関する事務
---------------------------------	--

別表知事の部Living Science最適展開支援事業補助金選定審査会の項

及び奈良県商業活性化協働推進事業審査委員会の項を削り、同部奈良県エリアマネジメント推進事業者等選定委員会の項の次に次のように加える。

飛鳥宮跡活用検討委員会	飛鳥宮跡活用構想に関する重要事項についての調査審議に関する事務
-------------	---------------------------------

別表知事の部奈良県政府調達苦情検討委員会の項の次に次のように加える。

奈良県文化財保存活用認定会議	保存及び活用の必要性等のある県内の文化財の認定に関する事項についての審査に関する事務
----------------	--

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、別表知事の部奈良県エリアマネジメント推進事業者等選定委員会の項の次に次のように加える改正規定は、規則で定める日から施行する。